千葉県警察生活安全技能指導員の指定及び運用要領の制定について

平成28年2月12日例規(生総)第5号千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成28年3月1日から実施することとしたので、 誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察生活安全技能指導員の指定及び運用要領

1 目的

この要領は、生活安全警察の実務において専門的な技能及び知識を有する職員を千葉 県警察生活安全技能指導員(以下「指導員」という。)として指定し、指導員による専 門的技能等の伝承により、生活安全警察を担う職員を育成するとともに、生活安全警察 の充実強化を図ることを目的とする。

2 用語の定義

「専門的技能等」とは、生活安全警察の充実強化を図るために後世代への確実な継承が必要な実務に関する専門的技能及び知識であって、生活安全技能指導員に係る専門的技能等一覧表(別表)に定める種別のほか、生活安全部長が必要と認めるものをいう。

3 指導員の指定基準

指導員は、原則として、次の要件を満たす者を指定する。

なお、指導員は、警察庁指定広域技能指導官、千葉県警察技能指導官に次ぐ者との位置付けから、同指導官との兼務は行わない。

- (1)年齢がおおむね40歳以上で、かつ、警部補以上の階級(同相当職を含む。)にある者
- (2) 専門的技能等の種別に関し実務経験年数が10年以上で、卓越した実力を有し、かつ、勤務成績が優秀である者
- 4 指導員の任務

指導員は、次に掲げる方法により専門的技能等に関する指導教養を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う指導教養
- (2) 学校教養及び職場教養における集合教養
- (3) 前記(1)及び(2) に掲げるもののほか、専門的技能等の種別に応じ必要と認められる方法による指導教養
- 5 生活安全技能指導員審査委員会の設置
- (1) 指導員の指定及び解除に関する審査を行うため、県本部に生活安全技能指導員審査 委員会(以下「審査委員会」という。) を設置する。
- (2)審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- ア 委員長 生活安全部長
- イ 副委員長 生活安全部参事官(指導)
- ウ 委員 生活安全部内各課長及び生活安全部生活安全総務課管理官(指導)
- (3) 委員長は、必要の都度、委員を招集し、審査委員会を主宰する。
- (4)審査委員会の庶務は、生活安全部生活安全総務課(以下「生活安全総務課」という。) において行う。
- 6 候補者の推薦

所属長は、所属職員の中から、指導員の候補者を選定し、生活安全技能指導員推薦書 (別記第1号様式)により、生活安全部生活安全総務課長(以下「生活安全総務課長」 という。)を経由して委員長に推薦するものとする。

7 指導員の指定等

- (1)審査委員会は、所属長から推薦された者について、前記3の指定基準に照らして審査し、指導員を決定するものとする。
- (2) 生活安全部長は、審査委員会の決定に基づき、指導員に対して、生活安全技能指導 員指定書(別記第2号様式)を交付するものとする。
- 8 指導員の指定解除等
- (1) 指導員を置く所属の長は、人事異動等を理由として指導員の指定を解除する必要があると認める場合は、生活安全技能指導員指定解除申請書(別記第3様式)により、生活安全総務課長を経由して委員長に申請するものとする。
- (2) 指導員の指定解除の申請を受けた場合は、審査委員会による審査を経て、指定解除 を決定するものとする。
- 9 指導員名簿の作成

生活安全部長は、指導員の指定及び解除があった場合は、生活安全技能指導員名簿(別記第4号様式)を作成し、関係所属長に通知するものとする。

10 指導実施計画の策定

専門的技能等に係る業務を主管する課長(以下「業務主管課長」という。)は、生活 安全総務課長と協議の上、指導の時期、方法等を定め、指導の年間実施計画を策定する ものとする。

11 指導結果の報告

指導員は、前記4(2)又は(3)の指導教養を実施した場合は、その結果を生活安全技能指導員指導結果報告書(別記第5号様式)(以下「指導結果報告書」という。)により作成し、業務主管課長に送付するものとする。この場合において、指導結果報告書の送付を受けた業務主管課長は、当該報告書により、指導教養の結果を生活安全総務課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

12 その他

指導員に関する事務は、生活安全総務課において行う。

以下別表等省略